平成２１年（フ）第５９号
山形県南陽市金山286番地、住民票上の住所山形県南陽市金山287番地
破産者　加藤　とみ
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第６０号
山形県南陽市若狭郷屋755番地の７
破産者　高橋千穂子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３６９号
福島県郡山市久留米２丁目80番地の18
破産者　**簗**谷　武司
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２３７号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン５棟206号
破産者　杉山満樹也
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０４号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目６番８―103号
破産者　高橋　壽男
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６５号
横浜市金沢区釜利谷西３丁目38番19号
破産者　金本　哲雄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７６号
横浜市鶴見区市場西中町６番21号、住民票上の住所横浜市鶴見区元宮１丁目２番６号
破産者　藤代　泰幸
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９９号
川崎市麻生区百合丘１丁目３番地６　コーポ麻生203、開始決定時の住所川崎市麻生区高石３丁目35番４―307号
破産者　佐野　祐子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
川崎市高津区末長187番地　第２サンライズ梶ヶ谷
破産者　谷一　博之
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
長野市桜新町750番地の18
破産者　小林　尚武
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
静岡県磐田市福田中島709番地３
破産者　長谷川　豊
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
静岡県磐田市福田中島709番地３
破産者　長谷川やすよ
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
静岡県磐田市福田965番地
破産者　寺田喜久雄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
静岡県浜松市北区引佐町的場488番地の１
破産者　小木野安孝
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
京都市山科区四ノ宮小金塚11番地28、開始決定時の住所京都市左京区鹿ケ谷上宮ノ前町20番地
破産者　奥野　米雄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県加西市別所町495番地
破産者　松本　憲明
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３６号
兵庫県西脇市西脇1049番地の９
破産者　坂本　信也
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８２４号
鹿児島県鹿児島市郡山町1833番地10
破産者　遊佐　　晃
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係